

大雪山国立公園携帯トイレ普及パートナーシップ事業実施規約

大雪山国立公園連絡協議会

平成30年5月11日制定

(目的)

第1条

大雪山国立公園携帯トイレ普及パートナーシップ事業実施規約（以下「本規約」という。）は、大雪山国立公園携帯トイレ普及パートナーの登録方法を定め、登録したすべての団体、企業、機関（以下「登録団体等」という。）が遵守すべき事項を定める他、大雪山国立公園携帯トイレ普及パートナーシップ事業（以下「本事業」という。）するにあたり必要な事項を定めることを目的として制定する。

(事業の趣旨)

第2条

本事業は、大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言の趣旨に則り、大雪山国立公園連絡協議会及び同宣言を大雪山国立公園連絡協議会と共同で行った団体と、団体、企業及び機関（以下「団体等」という。）が相互に協力し、携帯トイレの利用推進を図ることで、雄大で原始的な山岳景観と共存する登山を推進するために実施するものである。

(取組案の提案)

第3条

1 大雪山国立公園携帯トイレ普及パートナー（以下「パートナー」という。）の登録を求める団体等（以下「登録希望団体等」という。）は、次項に掲げる項目を記載した当該企業等の携帯トイレの利用推進に係る取組（今後実施予定の取組を含む。以下「取組」という。）を作成し、大雪山国立公園連絡協議会長に申請することができる。申請書は、別記様式第1によることとする。ただし、登録希望団体等は、次の各号のいずれにも該当することを要件とする。

(1) 政治団体又は宗教団体でないこと。

(2) 役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

2 取組には、以下の項目を記載する。

(1) 取組の概要。ただし、今後実施予定の取組については、申請の日から当年度末までに実施予定があるものに限る。

(2) (1) の取組による効果の見込み

(パートナーの登録)

第4条

- 1 大雪山国立公園連絡協議会長は、前条による申請があった場合において、申請書に記載された取組が、次の各号の要件に該当すると認められるときは、その登録希望団体等とパートナーとして登録することができる。
 - (1) 大雪山国立公園における携帯トイレの利用推進に資するものであること
 - (2) 取組の内容が具体的であり、実現性が認められること
- 2 パートナーの登録は、大雪山国立公園連絡協議会長が登録証を発行することにより発効する。

(シンボルマークの使用)

第5条

パートナー企業等は、「大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言シンボルマーク使用規約」(以下「シンボルマーク使用規約」という。)に従い、大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言シンボルマークを無償で使用するすることができる。

(取組実績の報告等)

第6条

- 1 登録団体等は、大雪山国立公園連絡協議会会長が、当年度の取組実績(大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言シンボルマークの使用実績等を含む。)及び取組による効果について、報告をもとめた場合これに回答する必要がある。
- 2 前項に基づき報告された内容は、大雪山国立公園連絡協議会のホームページ、SNS 等により、公表することがある。

(登録の期間)

第7条

- 1 第4条第1項の登録の有効期間は、登録した日から当年度末日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに特段の意思表示がない場合には、1年間更新する。
- 2 前項の規定は、パートナーの登録をさらに更新する場合にも準用する。

(是正の要求)

第8条

大雪山国立公園連絡協議会長は、登録団体等又はその関係者が、次のいずれかに該当する場合、当該登録団体等に対し、是正を求めることがある。

- (1) 本規約に違反し、またはその疑いがあると認められる場合
- (2) シンボルマーク使用規約に違反し、またはその疑いがあると認められる場合
- (3) その他、本事業の趣旨に反する行為を行い、またはその疑いがあると認めら

れる場合

(パートナーシップの解消等)

第9条

- 1 大雪山国立公園連絡協議会長は、次に掲げる場合には、パートナーの登録を解消することができる。
 - (1) 不正の手段により第4条第1項の締結を行った場合
 - (2) 第6条第1項の報告が行われないなど、登録団体等の取組が不十分であると認められた場合
 - (3) 登録団体等に重大な法令違反又は公序良俗違反が認められた場合
 - (4) 大雪山国立公園連絡協議会長からの是正の要求に応じなかった場合
 - (5) その他、解消に合理的な理由があると大雪山国立公園連絡協議会長が認めた場合
- 2 次に掲げるときには、パートナーシップは効力を失う。
 - (1) 大雪山国立公園連絡協議会長が前項の規定に基づきパートナーの登録を解消する旨、パートナー企業等に伝達したとき
 - (2) 倒産、解散、合併その他の理由により登録団体等が消滅したとき
 - (3) 登録団体等がパートナーの登録の解消を申し出て、大雪山国立公園連絡協議会長との間で合意が得られたとき
- 3 登録団体等は、前項第2号に該当するに至ったときは、その旨を大雪山国立公園連絡協議会長に報告しなければならない。

(規約の改訂等)

第10条

- 1 本規約は、大雪山国立公園連絡協議会により必要に応じて改訂される場合がある。その場合は、改訂後に登録団体等に通知する。
- 2 本規約の改訂により登録団体等に不利益が生じた場合も、大雪山国立公園連絡協議会はその責任を負うものではない。

附則

本規約は、平成30年5月11日から施行する。